

# 二本松市発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（土木工事編）

（令和6年2月21日決裁）

## 1 趣旨

本要領は、二本松市が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

## 2 用語の定義

### (1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

### (2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※着工日＝着工届を受理した日

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### (4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇7日間

－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

### (5) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

## 3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

## 4 工事費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

#### 4-1 市場単価

週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式)

週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は以下とする。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05

橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

#### 4-2 標準単価

「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

#### 5 受注者希望型と発注者指定型

##### (1) 受注者希望型

受注者希望型は、発注者指定型以外の工事を対象とする。

##### (2) 発注者指定型

**発注者指定型は、原則、「補助交付金事業」の工事を対象とする。**

ただし、対象外工事でも対象とすることができるものとする。

#### 6 受注者の取組内容

(1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日確保し、工程表に現場閉所日を明記する。

(イ) 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。

(ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）

(6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

#### 7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

- (ア) 当初設定工期は標準工期とする。（福島県土木工事標準積算基準により算定される標準工期は、4週8休に対応している。）
- (イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表の「工事標示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
- (ウ) 当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。  
週休2日の達成状況に応じて、4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

- (ア) 「起工伺」に発注者指定型「週休2日確保モデル工事」と明示する。
- (イ) 「入札公告」に発注方式は発注者指定型「週休2日確保モデル工事」とであると明示する。

9 工事成績評価について

以下の表2に基づき加点する。

4週8休以上の休日の確保が確認できた場合は、加点評価を行う。（第1評価 5創意工夫において、2点の加点）

受注者の責により「発注者指定型」で4週8休以上の休日が確保できなかった場合、減点評価を行う。（第1評価 2施工状況「Ⅱ工程管理」において「d判定」）

表2. 工事成績評価ほか一覧表

		発注者指定型 ※起工時に発注者が決定	
		4週8休	
積算 増補正率 (当初は4週8休)	達成	補正あり (労務、機械賃料、共通仮設費率、現場仮設費率)	
	未達成	なし	
工事成績評価表	達成	+2点 (第1評価創意工夫)	
	未達成	第1評価:2施工状況「Ⅱ工程管理」でd判定	

10 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

1 1 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。